

平成31年第1回潟上市議会定例会会議録（1日目）

○開 会 平成31年 2月22日 午前10:00

○散 会 午後 2:44

○出席議員（17名）

1番 鈴木 壮 二	2番 戸 田 俊 樹	3番 菅 原 理 恵 子
4番 瓜 生 望	5番 鈴 木 斌 次 郎	6番 佐 藤 敏 雄
8番 中 川 光 博	9番 澤 井 昭 二 郎	10番 佐 藤 義 久
11番 伊 藤 正 吉	12番 藤 原 典 男	13番 堀 井 克 見
14番 菅 原 秀 雄	15番 小 林 悟	16番 大 谷 貞 廣
17番 児 玉 春 雄	18番 西 村 武	

○欠席議員（1名）

7番 鑑 仁 志

○説明のための出席者

市 長 藤 原 一 成	副 市 長 栗 山 隆 昌
教 育 長 工 藤 素 子	総 務 部 長 菅 原 靖 仁
市民福祉部長 伊 藤 巧	福祉事務所長 鑑 孝 子
産業建設部長 児 玉 正 生	水道局長 藤 原 久 基
教 育 部 長 菅 原 剛	総 務 課 長 米 谷 裕 二
企画政策課長 千 葉 秀 樹	財 政 課 長 伊 藤 貢
税 務 課 長 櫻 庭 輝 雄	市 民 課 長 菅 生 恵 子
クリーンセンター長 今 井 祐 一	長寿社会課長 鈴 木 学
社会福祉課長 筒 井 弥 生	産 業 課 長 櫻 庭 春 樹
都市建設課長 渋谷 一 春	上下水道課長 畠 山 修
会計管理者兼会計課長 児 玉 亮 悦	農業委員会事務局長 石 川 学
学校教育課長 山 田 敬 輔	幼児教育課長 櫻 庭 仁
文化スポーツ課長 鈴 木 健 二	公民館長兼図書館長 澁 谷 豊
選挙管理委員会・監査委員事務局長 宮 崎 久 春	

○議会議務局職員出席者

議会議務局長 門 間 正 博

議会議務局次長 伊 藤 国 栄

平成31年第1回潟上市議会定例会日程表（第1号）

平成31年 2月22日（1日目）午前10時開会

会議並びに議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告（議長、議会運営委員会委員長、議会改革推進会議委員長）
- 日程第 4 行政報告（市長施政方針、教育長教育行政方針）
- 日程第 5 承認第 1号 専決処分の承認について
（平成30年度潟上市一般会計補正予算（第7号））
- 日程第 6 議案第 1号 潟上市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例（案）
について
- 日程第 7 議案第 2号 潟上市営土地改良事業賦課金徴収条例の一部を改正する条
例（案）について
- 日程第 8 議案第 3号 潟上市多目的交流施設設置条例の一部を改正する条例
（案）について
- 日程第 9 議案第 4号 潟上市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実
施に係る人員等に関する基準を定める条例の一部を改正す
る条例（案）について
- 日程第10 議案第 5号 潟上市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正す
る条例（案）について
- 日程第11 議案第 6号 潟上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基
準を定める条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第12 議案第 7号 潟上市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正す
る条例（案）について
- 日程第13 議案第 8号 潟上市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）につ
いて
- 日程第14 議案第 9号 潟上市小学校建築基金条例を廃止する条例（案）について
- 日程第15 議案第10号 財産の処分について

- 日程第 1 6 議案第 1 1 号 平成 3 0 年度潟上市一般会計補正予算（第 8 号）（案）について
- 日程第 1 7 議案第 1 2 号 平成 3 0 年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）（案）について
- 日程第 1 8 議案第 1 3 号 平成 3 0 年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）（案）について
- 日程第 1 9 議案第 1 4 号 平成 3 0 年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）（案）について
- 日程第 2 0 議案第 1 5 号 平成 3 0 年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）（案）について
- 日程第 2 1 議案第 1 6 号 平成 3 0 年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 2 2 議案第 1 7 号 平成 3 0 年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 2 3 議案第 1 8 号 平成 3 0 年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 2 4 議案第 1 9 号 平成 3 0 年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 2 5 議案第 2 0 号 平成 3 1 年度潟上市一般会計予算（案）について
- 日程第 2 6 議案第 2 1 号 平成 3 1 年度潟上市国民健康保険事業特別会計予算（案）について
- 日程第 2 7 議案第 2 2 号 平成 3 1 年度潟上市後期高齢者医療特別会計予算（案）について
- 日程第 2 8 議案第 2 3 号 平成 3 1 年度潟上市介護保険事業特別会計予算（案）について
- 日程第 2 9 議案第 2 4 号 平成 3 1 年度潟上市豊川財産区特別会計予算（案）について
- 日程第 3 0 議案第 2 5 号 平成 3 1 年度潟上市下虻川財産区特別会計予算（案）について

- 日程第 3 1 議案第 2 6 号 平成 3 1 年度潟上市和田妹川財産区特別会計予算（案）について
- 日程第 3 2 議案第 2 7 号 平成 3 1 年度潟上市飯塚財産区特別会計予算（案）について
- 日程第 3 3 議案第 2 8 号 平成 3 1 年度潟上市水道事業会計予算（案）について
- 日程第 3 4 議案第 2 9 号 平成 3 1 年度潟上市下水道事業会計予算（案）について
- 日程第 3 5 予算特別委員会の設置について
- 日程第 3 6 予算特別委員会の委員長、副委員長の選任について
- 日程第 3 7 議案第 3 0 号 市道路線の廃止、認定及び変更について
- 日程第 3 8 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 3 9 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 4 0 発議第 1 号 潟上市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 4 1 陳情第 1 号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情
- 日程第 4 2 陳情第 2 号 消費税の増税中止を求める陳情
- 日程第 4 3 陳情第 3 号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出する事を求める陳情
- 日程第 4 4 陳情第 4 号 幼児教育・保育の無償化、待機児童解消、保育士の処遇改善のための必要な措置を国に求める陳情書

午前10時00分 開会

○議長（西村 武） おはようございます。傍聴者の皆様、朝早くから大変ご苦労様でございます。

ただいまの出席議員は17名であります。

なお、7番 鑑 仁志議員から欠席の届け出がありますのでご報告致します。

定足数に達しておりますので、これから平成31年第1回潟上市議会定例会を開会致します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、会議録署名議員の指名】

○議長（西村 武） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、15番小林 悟議員、16番大谷貞廣議員を指名致します。

【日程第2、会期の決定】

○議長（西村 武） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月12日までの19日間と致したいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月12日までの19日間に決定致しました。

【日程第3、諸般の報告】

○議長（西村 武） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付のとおりであり、朗読、説明は省略致します。

次に、議会運営副委員長からの報告をお願いします。5番鈴木議会運営副委員長。

【議会運営委員会の報告】

○議会運営副委員長（鈴木斌次郎） 皆さんおはようございます。

今日は鑑委員長が欠席ということで、副委員長の私、鈴木が代わって報告致したいと思います。

まずはじめに、議会運営委員会の報告を致します。

議会運営委員会は、2月14日に、提出予定議案、会期日程などを議題として、委員、

正副議長、当局から説明員として副市長及び総務部長の出席のもとに開催しております。2月20日には、一般質問、陳情の取り扱いのほか、議事日程及び議案などの付託を議題として、委員、正副議長の出席のもとに開催しております。

次に、本定例会の運営についてご報告致します。

はじめに、予算特別委員会の設置について申し上げます。

当局から大綱説明を受けた後に予算特別委員会を設置し、関係議案を特別委員会へ付託する予定です。その後、28日に特別委員会を開催し、補足説明、大綱質疑を行い、終了後、各常任委員会からなる分科会にて詳細に審査する予定です。また、本会議最終日の午前に特別委員会を開催し、各分科会報告、質疑、討論、採決の順に行う予定となっております。本会議最終日は午後から開催する予定で、予算以外の議案などについては、各常任委員会報告、質疑、討論、採決の順に行い、予算議案については、特別委員会報告、討論、採決の順に行う予定となっております。

なお、予算特別委員会は議場において開催し、当局の説明員については本会議と同様の取り扱いとなりますので、宜しくお願い致します。

議案審議について申し上げます。

議会運営委員会において、当局より提案理由の概要説明を受けた結果、承認第1号については、本日の本会議にて審議、議案第1号の条例改正（案）については、総務文教常任委員会へ付託、議案第2号の条例改正（案）については、産業建設常任委員会へ付託、議案第3号の条例改正（案）については、総務文教常任委員会へ付託、議案第4号の条例改正（案）については、社会厚生常任委員会へ付託、議案第5号及び議案第6号の条例改正（案）については、総務文教常任委員会へ付託、議案第7号の条例改正（案）については、社会厚生常任委員会へ付託、議案第8号の条例改正（案）については、産業建設常任委員会へ付託、議案第9号の条例廃止（案）については、総務文教常任委員会へ付託、議案第10号の財産の処分については、本日の本会議にて審議、議案第11号から議案第19号までの各会計の補正予算（案）については、設置予定の予算特別委員会へ付託、議案第20号から議案第29号までの各会計の当初予算（案）についても、同じく設置予定の予算特別委員会へ付託、議案第30号については、産業建設常任委員会へ付託、諮問第1号及び諮問第2号については、本日の本会議にて審議という区分で行うことと致します。

付託につきましては、皆様のお手元に委員会付託表としてお配りしておりますので、

ご確認ください。

陳情については、お手元に配付の陳情文書表のとおり、所管の常任委員会へ付託することと致します。

一般質問について申し上げます。

一般質問については、7名の通告者がありました。

抽選の結果、2月26日火曜日の1番目に3番菅原理恵子議員、2番目に16番大谷貞廣議員、3番目に11番伊藤正吉議員、4番目に6番佐藤敏雄議員、2月27日水曜日の1番目に12番藤原典男議員、2番目に1番鈴木壮二議員、3番目に4番瓜生 望議員となりましたので、宜しくお願い致します。

常任委員会及び予算特別委員会分科会審査について申し上げます。

常任委員会及び予算特別委員会分科会審査は、各委員会とも2月28日木曜日の特別委員会全体会終了後からの開会とします。

発議について申し上げます。

議会委員会条例の一部改正（案）が発議されております。本日の案件として、本会議にて審議を行います。

以上、議会運営委員会の報告と致します。

○議長（西村 武） 次に、議会改革推進会議委員長からの報告を行います。10番佐藤議会改革推進会議委員長。

【議会改革推進会議委員会の報告】

○議会改革推進会議委員長（佐藤義久） 議会改革推進会議委員長報告を致します。

議会改革推進会議では、今まで検討を重ねてきた項目の確認と各委員から新たに提案されました検討事項について、平成30年5月15日から平成31年1月15日までに計6回の会議を開催し、現在、協議検討を重ねております。

検討事項につきましては、昨年10月31日に開催しました全員協議会で、4項目について検討していくことを皆様にご報告致しております。このうち、議会報告会の今後の対応についてですが、今年度の議会報告会は終了しましたが、今回の課題等を含め、来年度に向けて引き続き検討が必要と考えています。また、タブレット端末の導入については、2月6日に導入先進地である秋田市議会の視察を行うなど、現在も検討を重ねております。この後も、会議の進捗状況に応じて皆様にご報告し、協議検討を重ねてまいりますので、皆様のご理解とご協力を引き続きお願い申し上げます。

以上で議会改革推進会議の報告を終わります。

○議長（西村 武） これで諸般の報告を終わります。

【日程第4、行政報告（施政方針）】

○議長（西村 武） 日程第4、市長の行政報告（施政方針）を行います。藤原市長。

○市長（藤原一成） 平成31年第1回潟上市議会定例会の開会にあたり、市政の所信と平成31年度予算編成の概要を申し述べます。

<はじめに>

私の市政運営における基本姿勢は「対話」と「交流」であります。一昨年4月、市長に就任して以来、様々な形で対話と交流を続けてまいりました。その中で、市政に関する様々なアイデアや改善点が見出せたと思っております。さらには、本市における諸課題の解決に向けた動きも少しずつ活発化してきているとも感じております。今後もこのスタイルを貫き、初心を忘れることなく、議員各位と市民の皆様とともに、市勢発展に向け全力で取り組んでまいりたい所存であります。

さて、31年度の経済財政運営にあたって政府は、引き続き「経済再生なくして財政健全化なし」を基本とし、GDP600兆円経済と財政健全化目標の達成の双方の実現を目指すとしております。また、希望出生率1.8、介護離職ゼロと生涯現役社会の実現に向け、高齢者雇用促進のための改革等を実現し、全世代型社会保障制度への取り組みを進め、少子高齢化という最大の壁に立ち向かおうとしております。さらに、「地方創生」、「国土強靱化」、「女性の活躍」、「働き方改革」、「外国人材の受入れ」などの施策の推進により、経済の好循環をより確かなものとし、誰もが生きがいを持って充実した生活を送ることができる一億総活躍社会の実現を目指すとしております。しかし、地方経済では、景気浮揚の実感はいまだ乏しいとも言われており、加えて本年10月には消費税率の引き上げも予定されていることから、駆け込み需要とその反動減の動きなど、今後の経済情勢の推移を注意深く見守ることが必要であると考えております。

このような状況下、本市でも地域経済の再生と人口減少問題の克服に取り組む「潟上市総合戦略」に基づく施策等が最終章を迎えます。これまでの効果・検証を行い、新たなステージの潟上の創生を国・県と一体となって実現していくべく、一層の努力をしてまいりたい所存であります。

まちづくりは、心豊かに暮らすために個人や地域が、それぞれの立場で何ができるのか、その役割を確認し合うことが大切であると思っております。一人一人のまちづくりへの情

熱を結集させることが「自治」を進める大きな力となります。本市では、自治会やボランティア活動を中心とした地域づくりの活動に象徴されるように、各種団体やNPOなどが地域課題の解決に積極的に取り組んでおられます。今後もこうした活動を推進できるよう支援に努めるとともに、本市が抱える諸課題に対しては、対話と交流を重ねる中で、市民や市議会の皆様とともに考え、できること・できないことの説明責任を果たしながら、「チームかたがみ」で市政を推進してまいります。

<平成31年度予算編成について>

平成31年度予算は、前期基本計画の4年目となる「第2次潟上市総合計画」に盛り込まれた諸施策を積極的に推進するとともに、新たな課題にも対応しながら、健全な財政運営を維持し、持続可能な市政運営を行っていくことを基本に編成しております。

一般会計予算の総額は、歳入歳出とも145億9,800万円で、前年度の予算と比較して1億8,800万円、1.3%減となりました。

歳入につきましては、市税のうち市民税が前年度と比較して2,831万8,000円、2.4%の増、固定資産税が2,401万2,000円、2.3%の増で、市税全体では前年度と比較して6,879万5,000円、2.7%の増を見込んでおります。国庫支出金は障害者福祉費負担金の増などにより、前年度と比較して1,752万1,000円、1.0%の増、県支出金が選挙費委託金や障害者福祉費負担金の増などにより4,433万7,000円、4.7%の増となりました。繰入金金は財政調整基金繰入金金の増により、前年度と比較して1億4,784万8,000円、20.6%の増となっております。

歳出につきましては、農業集落排水事業費の企業会計への移行により、土木費の公共下水道費へ予算計上したことなどにより、農林水産業費が前年度と比較して1億874万3,000円、19.1%の減、また、教育費は大豊小学校大規模改修事業の終了などにより、7億4,514万1,000円、38.5%の減となっております。一方、総務費では天王市民センター（仮称）整備事業や電算システムクラウド化事業などにより、前年度と比較して2億4,569万1,000円、17.5%の増、商工費は設備投資助成金の増などにより、1億974万1,000円、35.6%の増となっております。

平成31年度末における一般会計の基金現在高は約23億9,000万円、市債現在高は約189億1,000万円を見込んでおります。

次に、特別会計及び企業会計の水道と下水道事業会計を合わせた総額は111億2,529万4,000円で、前年度と比較して8億7,339万9,000円、8.5%増となりました。このうち、

社会保障関係の3つの特別会計予算の総額は80億2,585万1,000円で、前年度と比較して7,613万4,000円、1.0%の増となっております。

水道事業会計予算額は、収益的支出5億8,232万6,000円、資本的支出6億8,757万円で、主な事業は昭和地区の新中継ポンプ場（仮称）整備事業4億561万4,000円で、機械等設備工事などを実施するものであります。また、新二田浄水場（仮称）整備事業2,755万5,000円は、浄水場の統合に向けて基本設計を行うものであります。

下水道事業会計予算額は、収益的支出11億465万4,000円、資本的支出7億2,269万7,000円で、主な事業は鶴沼台地区の下水道整備事業1,144万8,000円で、引き続き下水道の普及促進に努めるものであります。

潟上市総合計画では、本市の豊かな自然と地域資源との調和を保ちながら、市民の皆様が健康で安心して暮らすことができ、この潟上に住んでいることに“幸せ”を感じることができるようなまちづくりを基本理念に掲げております。右肩上がりの成長期とは異なる時代の変化や多様化する住民ニーズに柔軟に対応するとともに、「選択と集中」の行財政運営で本市の目指す将来像の実現に向け、総合計画に基づく各施策の体系的かつ効果的な展開を進めてまいります

以上が平成31年度の市政運営にあたっての基本的な考え方であります。

そして、現在の潟上市の重要課題は、1. 子育て支援の充実、2. 災害対策の充実、3. 市民の健康寿命の延伸、4. 起業・創業支援、5. 市民参画と協働によるまちづくりの5点であると捉えており、これらに関連する諸施策の推進により、課題解決に向けた取り組みを着実に推進してまいります。

1. 子育て支援の充実について。

本市では、「子育てするなら潟上で」をより確かなものとするため、予防接種費用や医療費などの経済的支援をはじめ、就学前教育・保育の質をさらに高めることなど、子どもと家庭への質的・量的両面での支援を潟上市総合計画（前期基本計画）の重点テーマに掲げ、これまで推進してまいりました。今後もこれらの取り組みを継続しながら、待機児童対策を含め、より一層の充実を図っていく考えであります。

また、改正地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴い、かつての教育委員長と教育長が一本化され、首長の任命となった「新教育長」制度の導入や首長が招集する「総合教育会議」の設置、「教育に関する大綱」の策定など、これまで以上に市長として教育行政に果たす役割と責任が明確化されております。今後も教育委員会と綿密

な連携を図りながら、教育政策の方向性を共有し、「次代を担うひとづくり」を一体となって進めてまいります。

なお、具体的な施策等については、この後、教育行政の方針で教育長が述べますので宜しくお願い致します。

2. 災害対策の充実について。

多発する地震をはじめ風水害の自然災害への対応など、消防・防災業務を取り巻く環境は、この数年で大きく変化しております。複雑多様化・大規模化する災害に的確に対応し、被害を最小限に食い止めるための取り組みを進めていくことは、本市における重要課題の一つであります。昨年発生した大雨災害を教訓とし、市民の皆様が安全で安心して暮らせるまちを目指し、これまで危機管理体制について様々な面から検証を行い、対応策を検討してまいりました。

まず、大規模災害時の防災活動の中核となり、避難、救助、被災者支援などの防災活動を行う自主防災組織に対しては、「コミュニティ助成事業」等を活用し、防災用資機材の計画的な配備を進めてまいります。

また、社会情勢の変化により、全国的に消防団員が減少傾向にあることから、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」も踏まえ、消防団員の加入促進や活動条件の整備に向けても引き続き取り組むほか、石油貯蔵施設立地対策等交付金事業を活用し、消防団員の装備充実や活動拠点の環境整備も計画的に進めてまいります。

さらに、防災及び危機管理に関する施策の推進や各種訓練の企画、指導など地域防災力のさらなる充実を図るため、災害対応の最前線で経験を積まれた危機管理対策の専門員を配置することについて、関係者との協議を進めてまいります。

今後も防災行動力の向上を図るため、市民参加による防災訓練の実施、防災知識の普及啓発等も引き続き実施しながら、市民の生命・財産を災害から守り、安心して暮らせるまちづくりを推進してまいります。

主な事業として、自主防災リーダー育成支援事業（新規）160万円、湛水防除事業（新規）182万円、広域秋田五城目線法面補修事業（新規）500万円、消防ポンプ更新事業（分団消防車）1,168万円、鳥木沢地区急傾斜地崩壊対策事業180万円。

3. 市民の健康寿命の延伸について。

市民の皆様が健康で元気に過ごしていただけるよう、医療・福祉・健康の分野の連携を進め、健康寿命の延伸を図ることは、今後もまちの活力を維持していく観点からも重

要な課題であると認識しております。この課題に対応するため、昨年10月にオープンしました「トレイクかたがみ」は、連日多くの来場者でにぎわいをみせており、1月末現在の利用者数は2万1,690人となっております。本施設を拠点に介護予防や疾病予防、健康増進に向けた取り組みを実践するとともに、高齢者はもとより、ライフステージに応じた健康づくり活動への支援を通じ、すべての世代の市民から健康づくりに興味を持っていただき、健康寿命の延伸へとつなげてまいります。

また、31年度からの3年間、県と連携して健康意識の高い人材の育成を目的とした「健康づくり人材育成事業」を新規に実施致します。本事業は、健康生活推進協議会員を対象に、運動を中心とした研修会や実技講習会を開催するもので、修了者を通じて健康づくりの重要性を地域の方々へ啓発するなどの波及効果も期待しております。

さらに、各地域の「サロン」の運営を支援してまいります。サロンは、高齢者の社会への積極的な参加・交流や介護予防の取り組みの場であり、自治会・各種団体と連携し、介護予防学習会を開催します。さらに、サロンの運営の中心的な役割を担う人材を育成するため、介護予防ボランティアの養成講座も実施してまいります。

このほかにも、小学校1年生から中学校3年生まで、集団で行うフッ化物洗口事業を新たに実施するほか、現在策定を進めております「潟上市自殺対策計画」に基づく施策等を充実させてまいります。

生涯にわたり、健やかに生き生きと自分らしく暮らすことは誰もが望む願いであり、地域社会全体の願いでもあります。関係機関や団体とも連携を図りながら、より一層の健康づくり事業を推進してまいります。

主な事業として、健康づくり人材育成事業（新規）42万円、フッ化物洗口事業（新規）271万円、防災・健康拠点施設整備事業4,334万円、健康増進事業230万円、30代の基本健診事業166万円、地域自殺対策強化事業271万円。

4. 起業・創業支援について。

人口減少・少子高齢化が加速する現代社会において、地方では生産年齢人口の流出による若年層の空洞化が深刻化しております。国の経済政策等により、全国的には有効求人倍率等をはじめとする各種経済指標が好転し、社会経済の持ち直し感が広がる一方、地方経済における労働者確保は厳しい状況となっております。

本市においては、工場等設置奨励条例による設備投資助成や雇用奨励制度の活用を促進しながら県外企業等の誘致を実現させ、雇用機会の創出に一定の成果を得ています。

一方で、一億総活躍社会の実現に向けた「働き方改革」が耳目を集める近年においては、育児や介護と仕事の両立、投資やイノベーションによる生産性向上、就業の意欲や能力を十分に発揮できる環境づくりも重要な課題となっております。

このような中、本市においては産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画を策定し、昨年12月26日、国から認定を受けたところであります。この計画では、本市及び商工会・市内金融機関等が連携し、ワンストップ窓口の設置や起業・創業者のスキルアップ、資金相談、各種補助制度の紹介を通じてビジネスマッチング等の課題解決に向けた支援を行うこととしております。

また、新規事業として、市内で新たに創業する方に対して、「潟上市創業支援補助金」により創業に関する経費の一部を支援することで、本市内における新たな事業創出を促進し、市内産業の振興と活性化を目指してまいります。

これまで同様の企業誘致策に加え、今後は、市民自らが新たな働き場所を構築するための起業や創業に対しても支援できる環境づくりを推進してまいります。

主な事業として、創業支援事業（新規）110万円、移住就農者経営安定支援事業（新規）50万円、農業次世代人材投資事業1,425万円。

5. 市民参画と協働によるまちづくりについて。

私たちは、これまで経験したことのない少子高齢化社会の中にあります。地域や行政を取り巻く環境の変化に伴い、行政だけの取り組みや行政主導のまちづくりには限界が見えてきております。このような時代だからこそ、未来に続く今を見据え、行政と地域住民が協力し合い、お互いの知恵や資源を出し合って、自分たちのまちの未来をつくり上げていかなければなりません。

潟上市自治基本条例は、「市民自治を一層進展させていこうという意志」、言い換えれば「市民の参画・協働をより充実させていくこと」を市政運営の中核に据えることを宣言したものであります。本条例をもとに、今後も市民の多様化するニーズに的確に対応し、行政サービスの質を維持しながら、住民一人一人が生きがいを持ち、より心豊かに暮らせる地域社会の実現を目指していくことが肝要であると認識しております。

地域のボランティア活動や災害発生時の隣近所の助け合いなど、自治会を中心とした地域コミュニティが果たす役割はますます重要になってきております。潟上市が持続可能なまちであり続けるには、地域コミュニティの活性化が不可欠であり、今後もこうした活動を積極的に支援してまいります。さらに、時代の変化に対応した地域コミュニテ

ィのあり方を追求しつつ、自主的な地域づくりを推進してまいります。

また、現在の天王公民館に代わる新たな施設として建設を目指す「天王市民センター（仮称）」は、地域の様々な主体の自主的活動や生涯学習を含めた市民参画と協働による活動を総合的に支援していくため整備するものであります。多くの市民が集い、交流できる多目的な施設を目指し、事業に着手してまいります。

主な事業として、天王市民センター（仮称）整備事業（新規）6,444万円、地域コミュニティ活動支援事業4,744万円、コミュニティ・スクール事業115万円、まちづくり団体活動助成事業25万円。

<おわりに>

以上が平成31年度の施政方針及び重点事業であります。

今、私たちの生活は大きく変わろうとしております。A I（人工知能）やI o T（モノのインターネット）など、情報通信技術の進化を背景に、社会に革新的な変化をもたらす新たな技術の普及が急速に進んでおります。国では、昨年6月に閣議決定した「未来投資戦略」において、狩猟・農耕・工業・情報に続く「第5の社会」を意味する「S o c i e t y 5.0」の実現が基本的な考え方として位置づけられ、その後、11月に取りまとめた「経済政策の方向性に関する中間整理」においても、成長戦略の方向性の第一にS o c i e t y 5.0の実現を位置づけているように、今やその実現が国の経済政策の柱となっております。A I、I o T、ビッグデータ、5 Gなど新しい基盤的な技術を活用して様々な分野に応用していくことで、従来とは異なる新しい社会が生まれようとしており、今後の地方自治体にも大きな影響を及ぼすものと考えております。

こうした時代認識の中で持続可能な地域社会の実現を目指すしていくためには、健康で安心して暮らしていける地域づくり、起業・創業を含めた雇用の場の確保、まちづくりにおける担い手の確保、これらを一体となって進めていく必要があります。幸いにも潟上市は、それぞれの分野において専門性や郷土愛を持つ「人財」に恵まれております。こうした市民力をもとに対話と交流を通して、イノベーションがもたらす社会の変化を柔軟に取り入れつつ、すべての市民が活躍し、みんなが主人公となるまちづくりを目指してまいります。

さて、31年度は、潟上市の市制施行から15周年を迎えます。また、「平成」の時代の終わりとともに、新たな時代の幕開けでもあります。途切れることなく押し寄せる時代の変化に臆することなく、この一年も毅然と市政運営に臨み、「幸せ実感都市・潟上」

の実現に向け全身全霊を傾けてまいる所存であります。

最後に、議員各位並びに市民の皆様には市政への一層のご支援とご協力を心からお願い申し上げます、平成31年度の施政方針と致します。

【教育長の行政報告（教育行政方針）】

- 議長（西村 武） 次に、教育長の行政報告（教育行政方針）を行います。工藤教育長。
- 教育長（工藤素子） それでは、市長の施政方針に引き続き、教育委員会から教育行政を進めるにあたっての方針を述べさせていただきます。

<はじめに>

「まちが人を育て、人がまちをつくる」

私が教育長を拝命してからのこの1年、議員の皆様からご理解とご指導をいただき、また、様々な場面で市民の皆様に参加していただくその姿を拝見する中で強く実感したのが、この「まちが人を育て、人がまちをつくる」ということでした。社会の様々な変化が教育環境に影響を与え、解決すべき諸課題も多い中、本市の幼稚園・保育園・こども園約850名、小・中学校約2,300名の子どもたちは、地域の皆様に見守られ、豊かで魅力的なこのまちの環境の中で安心して学び、遊び、成長しております。様々な生涯学習、生涯スポーツを通じて、市民の皆様が交流し支え合って、生き生きとした活動が生み出されております。

法改正に伴う新教育委員会制度となって、本市においても市長と教育委員で構成する総合教育会議が設置され、その中で「次代の人を育て、生涯学習都市」、市民の豊かに生きる力を育成し、生涯にわたり切れ目のない学びができる潟上市を目指すとする教育大綱を策定してございます。大綱の主旨である次の時代の人づくりを目指し、「生涯の切れ目のない学び」の基礎をつくる子育て支援、すなわち就学前教育と義務教育を充実させ、幅広い視野に立つてふるさとを愛する心、思いやりの心を持ち、自ら考え自ら行動できる子どもたちを育ててまいります。そして、地域課題を解決し地域活性化につながる、主体的な活動に取り組む仲間の輪が広がるまちづくりを進めてまいります。

以上の平成31年度の教育行政運営にあたっての基本姿勢を踏まえ、次の3点の課題解決に向けて、着実に取り組みを進めてまいります。

1. 子育て支援の充実。

本市では、「潟上市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子どもと家庭への質的・量的両面にわたる支援事業を進めてまいりました。平成31年度は5カ年計画の最終

年度を迎えます。これまでの取り組みの成果と課題を次期計画の策定に確実につなげるとともに、地域の実情に応じた子育て支援事業の充実と教育・保育の質の向上に努めてまいります。

また、「保育士の確保」、「保育施設の充実」は本市の喫緊かつ継続した重要課題であると捉えており、待機児童を解消し、市民の皆様が安心して子どもを産み育てやすい環境を整えることができるよう、着実に取り組みを推進してまいります。そのための具体策として、潟上市幼保一体化施設基本計画に基づいて整備した昭和こども園は、この4月で開園1周年を迎えます。今後は、天王地区の3園を統合した幼保連携型認定こども園を整備することにより、保護者の就労の有無にかかわらずお預かりできる一貫した教育・保育体制と、地域の子育て支援の充実に努めてまいります。

さらに、幼児教育の質の向上を図るため、幼児教育アドバイザーによる指導体制を構築し、教育内容や指導環境の改善など各園における課題解決に努めてまいります。

また、30年度の「おおとよ児童クラブ」の整備に続いて、31年度は「でと児童クラブ」の整備に向けて取り組んでまいります。

今後も、多様な保育ニーズに対応するサービスの提供、子育てを地域全体で支援する環境の整備に努めてまいります。

主な事業として、天王こども園（仮称）整備事業（新規）7,691万円、でと児童クラブ（仮称）整備事業（新規）1,161万円でございます。

2つ目、学校教育の充実。

32年度から順次実施される「新学習指導要領」では、学校と社会とが「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という理念・目標を共有し、連携・協働しながら、未来の作り手である子どもたちのために教育活動を充実させていくことが求められています。

本市では、2年目となる「コミュニティ・スクール」を核として、「地域の宝」である子どもたちの成長を願い、学校、家庭、地域社会が互いの連携のあり方をともに考え、ともに取り組みを充実させることで、「地域とともに歩む学校づくり」を推進してまいります。

また、英語教育の充実に向けて、子どもたちが英語に親しみ進んでコミュニケーションを図ることができるよう、外国語指導助手等を活用するとともに、小・中学校が連携して授業改善を図ることで、新しい時代を切り拓き、たくましく生きる力をはぐくむた

めの取り組みにつなげてまいります。

さらに、就学前教育・保育との切れ目のない支援体制を生かして、個々の自立を促し、それぞれの能力を伸ばす、きめ細やかな指導・支援に引き続き努めてまいります。

学校施設整備としては、学習環境の向上、児童生徒の健康管理を目的とし、冷房設備の設置を進めてまいります。

主な事業として、コミュニティ・スクール事業115万円、小中学校電算機器更新事業5,778万円、小中学校冷房設備設置事業、これは繰越明許費となりますが、3億3,466万円でございます。

3点目、生涯学習、生涯スポーツ、芸術文化活動の推進。

「すべての市民が互いに支え合い、生きがいを実感できるまちづくり」に欠かせないのが、生涯学習、生涯スポーツ、そして芸術文化活動を推進することであると考えております。「第3次潟上市生涯学習推進計画」、「潟上市生涯スポーツ推進計画」に基づき、多様なニーズに対応した生涯学習、生涯スポーツ等の取り組みを進めてまいります。

昭和44年の開館以来、築50年が経過し老朽化が著しい天王公民館については、改築を行い、市民がより利用しやすい学習の場を提供できるよう進めてまいりたいと考えております。改築にあたっては、ご利用の方々のご不便が生じないように、計画的なサービス維持に努めてまいります。

また、「第2次潟上市子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもたちが読書に親しみ、読書習慣を身につけることができるよう、関係機関と連携した取り組みを推進してまいります。

市民が自主的・主体的にスポーツ・レクリエーション活動に親しめるよう、各種スポーツ大会の実施やスポーツ環境の整備を図りながら、各スポーツ団体との連携と支援に努めてまいります。

主な事業と致しまして、天王公民館解体事業473万円、図書システム更新事業610万円、天王総合体育館改修工事556万円でございます。

<おわりに>

「人は一生、学ぶ」、「人は一生、育つ」、これは私の教育に対する信念でございます。

「生涯切れ目ない学び」の実現のため、今後の園や学校における保育・教育の向上とともに、地域の教育力向上が必要不可欠と考えます。今後も、潟上が持つ地域のよさを

生かし、市民の皆様のお借りしながら、市民の豊かに生きる力を育成し、生涯にわたり切れ目のない学びができるまち、文化の風薫る笑顔あふれるまちづくりのために、初心を忘れず、真摯に全力で取り組む所存でございます。

以上、最後に、重ねて議員の皆様のご指導と市民の皆様のご協力に心から感謝を申し上げ、また、今後のご支援とご協力をお願い申し上げまして、平成31年度の教育行政の方針と致します。

○議長（西村 武） これで行政報告を終わります。

【日程第5、承認第1号 専決処分の承認について（平成30年度潟上市一般会計補正予算（第7号））】

○議長（西村 武） 日程第5、承認第1号、専決処分の承認について（平成30年度潟上市一般会計補正予算（第7号））を議題と致します。

承認第1号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） 第1回潟上市議会定例会提出議案についてご説明申し上げます。
議案書の1ページをお開き願います。

承認第1号、専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成31年2月22日提出 潟上市長 藤原一成

次のページをお願い致します。

専決処分書。

平成30年度潟上市一般会計補正予算（第7号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

平成31年2月8日 潟上市長 藤原一成

別冊の平成30年度潟上市一般会計補正予算（第7号）の1ページをお願い致します。

平成30年度潟上市一般会計補正予算（第7号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ155億6,432万1,000円とするものでございます。

4ページをお願い致します。

歳入予算について申し上げます。

17款2項1目基金繰入金は5,000万円の追加で、財政調整基金繰入金でございます。

歳出予算について申し上げます。

8款2項1目道路維持費は5,000万円の追加で、除雪委託料でございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番戸田俊樹議員。

○2番（戸田俊樹） ただいま専決処分を除雪費に充てるということで、この歳入は基金の取り崩しということで処理されるようですけども、財調ですね、こういう形で専決されるということについて、見解を求めたいと思います。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） ご質問にお答えします。

除雪委託料の補正予算の充当財源に関しましては、基本的には財政調整基金を充てることとしております。また、今年度は12月補正の段階で前年度の繰越金を全額予算計上して、さらに普通交付税も交付決定額に近い額を予算計上しておりまして、基本的に財政調整基金以外の予算を充てることはできなかったものであります。

以上です。

○議長（西村 武） 2番戸田議員。

○2番（戸田俊樹） 総務部長から説明がありまして理解はしますけれども、最初からそういうふうな説明をいただきたいわけです。でなければ、専決の意味がないと思うんです。今年はおかげさまであまり多く雪が降りませんでしたので、出勤回数も2、3回で終わってるような状況ですので、できれば、その辺のことをはっきり正確に説明していただければありがたい。

なお、31年度の当初予算には年度当初から除雪費の予算を計上してるわけですので、その辺の一貫性といいますか、今後説明があると思いますけども、その辺のこともあるわけですから、今後ひとつ宜しくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（西村 武） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから承認第1号を採決します。本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定致しました。

【日程第6、議案第1号 潟上市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（西村 武） 日程第6、議案第1号、潟上市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第1号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原教育部長。

○教育部長（菅原 剛） それでは、議案書の3ページをお開き願います。

議案第1号、潟上市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市放課後児童クラブ条例の一部を次のように改正するものとする。

平成31年2月22日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、大久保児童クラブの移転、てんとう児童クラブの利用児童数の増加等に伴い、条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページをお願い致します。

改正内容として、同条例第2条関係の別表「名称及び位置」の改正点についてご説明申し上げます。

1点目は、表の下から4番目になります。てんとうC児童クラブを新設するものでございます。平成31年度の放課後児童クラブ入所募集において、てんとう児童クラブでは大幅な増員が見込まれることから、1クラブを新設するもので、名称は「てんとうC児童クラブ」とし、位置を「潟上市天王字児玉82番地潟上市立天王小学校内」とするものでございます。

2点目は、2つ下がりました、おおとよ児童クラブでございます。現在、大豊小学校で実施している放課後児童クラブ整備事業の完了に伴い、現在レイクプラザ昭和内で実施している大久保児童クラブを、名称を「おおとよ児童クラブ」、位置を「潟上市昭和大久保字高田22番地潟上市立大豊小学校内」とするものでございます。

3点目は、表の一番下、「いたがわ児童クラブ」でございます。現在漢字表記となっている飯田川児童クラブを平仮名表記に名称を変更し、児童クラブの名称の表記を統一するものでございます。

なお、この条例は、平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番中川光博議員。

○8番（中川光博） ひとつお尋ねします。

今説明のありました、てんのうC児童クラブ、大幅に人員が増えるということですが、
れども、その背景についてご説明をお願い致します。

○議長（西村 武） 菅原教育部長。

○教育部長（菅原 剛） 中川議員のただいまのご質問にお答え致します。

児童クラブの利用者については、年々増加傾向にございました。平成31年度、来年度の申請でも前年度当初からだいぶ人数が増えてるわけですが、この背景には、子育て世代で保護者が就労する世帯が増え、学童保育のニーズが高まっているのに加えまして、てんのう児童クラブについては、こうしたことで人数が増えているというふうに分析してございます。

以上です。

○議長（西村 武） ほかに質疑ありませんか。2番戸田俊樹議員。

○2番（戸田俊樹） 放課後の児童生徒をこういうクラブのもとで教育、お預かりをするというのが進んでおるわけですが、天王本郷や湖岸地域や、今後、こども園が3園が一緒になる。さらに、こういう児童クラブが増えていく。天小が増えると。で、東湖学区の段階ではもう既に天王地区から天王小学校へ通学する方がだいぶ増えてきて、町内会、まあ自治会や育成会やそんな感じの中で、実際はそこに住んでるんだけど子どもは別、親は働く場所が違うということで、その自治のコミュニティを凶る、まあ子どもとのコミュニティ事業で、コミュニティ、学童保育、まあ教育方針なんですけども、ちょっと矛盾があって、このような過疎化が進む地域においては、どうも問題があるんじゃないかと。関東・関西、都会地域であれば、そういうふうなことが、通学上どうしても隣のまちへ行ったり、隣の市へ行くのがやむを得んということがあるんだろうけれども、教育法の改正で学区はある程度選べることにはなってるんですけども、それを大幅に認めていくと、地域の子どもが他の地域の学校へ行くということになると、地域の産業や、それから古い慣習なるお祭りとかいろいろなものが、なかなかこう矛盾して、よろしくない現象が出てると。まあこの辺は市当局も既に気がついておると思いますけども、教育長でもいいし、市長でもいいし、見解をひとつお願いします。

○議長（西村 武） 工藤教育長。

○教育長（工藤素子） ただいまの戸田議員のご質問にお答え致します。

冒頭に挙げられたそういった事案につきまして、全国的な学校の通学区についてというお話もありましたけれども、潟上市は一定の規則がございまして、それに基づいて学校を指定させていただいておりますので、個々のご家庭のご事情で、例えば親御さんのそうですね、ご実家にとか、そういったことが場合によってはあるかもしれませんが、今、戸田議員のご心配の向きにつきましては、潟上市の場合は原則としてその指定させていただいた学校に通学ということがまず一つはございます。

ただ、ご心配のその地区その地区、小学校区、中学校区の地区の状況によって、今この場合、条例、児童クラブのことでございますけれども、児童クラブも地域の方々との交流であったり、地域に支えられてある学校、児童クラブでございますので、そういったことも今後一体的に考えていく必要があると思っておりますので、受け止めてお聞きしておりました。

以上でございます。

○議長（西村 武） 2番戸田議員。

○2番（戸田俊樹） 教育長、答弁はありがとうございました。今後、これらのことをしっかりした考えのもとにしていかなければいけないだろうということをお願いして終わります。

○議長（西村 武） ほかに。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 子どもさんが多くなってきたということで、天王の児童クラブ、Cを設けるということはいいことだというふうに思います。

それで質問なんですけれども、今まで昭和の方で大豊児童クラブということで、あれっ、ですね、レイクプラザを使っていたね、昭和ね。何か、ですよ、大久保児童クラブね。レイクプラザ昭和を使っていた、何ていうか、不具合があってこういうふうに変えるのかどうか、そこら辺ちょっと詳しく聞きたいんですけれども。今回は大豊小学校内にもってくるというふうなことですけれども、名前を変えてね。そこら辺のいきさつなんかお願いします。

○議長（西村 武） 菅原教育部長。

○教育部長（菅原 剛） 藤原議員のただいまのご質問にお答え致します。

大久保児童クラブは、現在レイクプラザ昭和で行っているということで、大久保小学校から数百メートル離れた位置にございます。学校が終わってから、低学年のお子さん、児童がそちらに移動するというので運営をしておったわけですが、その間の移動の交通安全の問題、特に冬期間、雪で圧雪状態の道路を歩くということの交通安全、

あるいはその移動間のいろんな安全の問題がございました。で、大豊小学校では現在、大規模改修事業を行っておりますが、児童数の減少によりまして空き教室があるということで、レイクプラザ昭和よりも大豊小学校内に移転した方が、まず児童の安全が図られるということが1点目としてございます。もう1点には、児童クラブの利用者が増えておりまして、レイクプラザ昭和ではどうしても手狭であるということで、その改善も求められておりました。そういった、ただいま申し上げました2点のことから、今回、大豊小学校に移転するものでございます。

以上です。

○議長（西村 武） ほかに質疑ありませんか。3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） てんのう児童クラブについてお尋ね致します。

人数が増えてCができました。それで3階の空き教室を使いますということでご説明いただいておりますが、現在でも水回りっていうかコップ洗ったりっていう、その水回り部分がかかなり苦しい状態という形でずっと来てたと思うんですけども、その水回りの改善はする方針があるかどうか、その辺お聞き致します。

○議長（西村 武） 菅原教育部長。

○教育部長（菅原 剛） 菅原議員のただいまのご質問にお答え致します。

人数が増えまして教室の改修を行うわけですけれども、水回りについては検討してございません。

以上でございます。

○議長（西村 武） 3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） 検討していただきたいと思っております。ていうのは、やはり3階から1階まで下りて、以前はお湯が出ないっていう、それも改善していただいたとは思いますが、ちょっとご不便じゃないかという思いでおりますので、この辺前向きに検討いただければなと思っておりますが、再度お伺い致します。

○議長（西村 武） 菅原教育部長。

○教育部長（菅原 剛） ただいまのご質問にお答え致します。

私たちのちょっと認識不足もあったようですけれども、ご提言をいただきましてありがとうございます。この後ちょっと実態も調査しながら検討したいと思っております。

以上です。

○議長（西村 武） ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託します。

暫時休憩します。11時20分まで休憩します。

午前11時09分 休憩

.....
午前11時20分 再開

○議長(西村 武) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

【日程第7、議案第2号 潟上市営土地改良事業賦課金徴収条例の一部を改正する条例(案)について】

○議長(西村 武) 日程第7、議案第2号、潟上市営土地改良事業賦課金徴収条例の一部を改正する条例(案)についてを議題とします。

議案第2号について、当局より提案理由の説明を求めます。児玉産業建設部長。

○産業建設部長(児玉正生) それでは、議案書の5ページをお開き願います。

議案第2号、潟上市営土地改良事業賦課金徴収条例の一部を改正する条例(案)について。

潟上市営土地改良事業賦課金徴収条例の一部を次のように改正するものとする。

平成31年2月22日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、土地改良法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページをお願い致します。

改正内容についてご説明申し上げます。

平成31年4月1日に施行される土地改良法の一部改正法の内容は、土地改良区の業務運営の適正化を図るものでございますが、施行に伴い条例で引用している土地改良法第36条の2「特別徴収金」の条文は、同法第36条の3に「条ずれ」することになりますので、規定を整備するものとして、条例の第1条第2項中「第36条の2」を「第36条の3」に改めるものでございます。

なお、この条例は、平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長(西村 武) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会へ付託します。

【日程第8、議案第3号 潟上市多目的交流施設設置条例の一部を改正する条例(案)について】

○議長(西村 武) 日程第8、議案第3号、潟上市多目的交流施設設置条例の一部を改正する条例(案)についてを議題とします。

議案第3号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原教育部長。

○教育部長(菅原 剛) それでは、議案書の7ページをお開き願います。

議案第3号、潟上市多目的交流施設設置条例の一部を改正する条例(案)について。

潟上市多目的交流施設設置条例の一部を次のように改正するものとする。

平成31年2月22日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、旧昭和東保育園を多目的交流施設の一部として管理運営することに伴い、条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページをご覧ください。

改正内容についてご説明申し上げます。

旧東保育園を多目的交流施設の一部として利用するため、各部屋の使用料を定めるものでございまして、研修室1を200円、研修室2を200円、研修室3を150円、活動ホールを500円とするものでございます。

なお、この条例は、平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長(西村 武) これから質疑を行います。質疑ありませんか。12番藤原典男議員。

○12番(藤原典男) 値上げってということで、利用者の方、幾らでも安い料金で利用したいと思うんですけども、この値上げの必要性ってのはどういうふうなことなんでしょうか。

ああ、そうか。すみません。値上げというよりも、現行のところは、じゃあ変わらないということになりますか。新規であっても、ほかのところと比べて、その同じぐらいの内容になるか、そこら辺聞きたいんですけども。

○議長(西村 武) 菅原教育部長。

○教育部長(菅原 剛) 藤原議員のただいまのご質問にお答え致します。

8ページにございます、この4つの部屋の料金につきましては、旧東保育園を多目的交流施設の一部として利用するというので、新たに設定するものでございます。

で、参考資料の6ページをちょっとお開き願いたいのですが、参考資料の6ページには新旧対照表という形で概略載ってございます。現行、表の下の現行（旧）というところが、会議室、和室150円から、中ほど略しまして多目的ホール750円までございますが、これが現在の多目的交流施設の料金でございまして、こちらについては今回は変更がないということでございます。

なお、今回新たに設定する料金につきましては、この多目的交流施設の施設との整合性を図るということで、多目的交流施設よりは若干安い料金で今回ご提案申し上げます。

以上です。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） ここの部分を無料開放とかそういうふうな考え方もあるんですけども、そこら辺はどのようにお考えですか。

○議長（西村 武） 菅原教育部長。

○教育部長（菅原 剛） ただいまの再質問にお答え致します。

確かに条例ではこのように規定してございますが、現在の多目的交流施設でも減免規定がございまして、基本的に地域の方の利用については、これまでも減免はされておりますので、同じような運営になろうかと思っております。

以上です。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 今の説明でわかりましたけれども、地域の方が利用する際には、会議室、多目的ホール含めて無料で、それで個人的にいろいろこう使いたいなといったときには、この料金が適用されるというふうなことでよろしいですか。

○議長（西村 武） 菅原教育部長。

○教育部長（菅原 剛） ただいまの再質問にお答え致します。

藤原議員のご指摘のとおり運用になる予定でございまして。

以上です。

○議長（西村 武） ほかに質疑ありませんか。3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） 提案理由についてお尋ね致します。

旧東保育園を多目的交流施設にするというのは、いつ議会に説明ございましたか。それを1点と、現状維持での部屋を研修室1、2、3というふうに進めるのか、その点について併せてお尋ね致します。

○議長（西村 武） 菅原教育部長。

○教育部長（菅原 剛） 3番菅原議員のただいまのご質問にお答え致します。

まず、この1点目の、いつから、いつこういう利用の仕方を説明したかということでございますけれども、これまで、ちょっといつということまでちょっと記憶にございませんが、昭和地区の旧園舎の跡地利用で何回か、全員協議会、あるいは施政方針等で説明した経緯がございます。そのたびごとに、こういう利用の仕方を検討してるということではご説明申し上げてまいりました。

それと、この後の利用の仕方、現状のとおりかということですが、中を、一応建物内を確認しましたところ、このままで利用できるだろうということで、現状では改修の予定はございません。

以上です。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託します。

【日程第9、議案第4号 潟上市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（西村 武） 日程第9、議案第4号、潟上市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）についてを議題と致します。

議案第4号について、当局より提案理由の説明を求めます。伊藤市民福祉部長。

○市民福祉部長（伊藤 巧） それでは、議案書の9ページをご覧ください。

議案第4号、潟上市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）についてでございます。

潟上市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例の一部を次のように改正するものとする。

平成31年2月22日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、介護保険法施行規則の一部改正に伴い、条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページをご覧ください。

改正内容についてご説明申し上げます。

介護保険法施行規則の一部改正に伴いまして、平成28年度より導入されております地域包括支援センター等に置かれる主任介護支援専門員、通常は主任ケアマネと短縮して呼んでございますが、この主任ケアマネの更新制について、更新時における新たな研修が創設されたため、規定を整備するものとして、条例中の主任介護支援専門員、主任ケアマネさんの資格基準を改めるものでございます。

この主任ケアマネさんの資格と致しましては、従前は研修を1回受ければよかったものが、このたび5年ごとの更新制となったものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会へ付託します。

【日程第10、議案第5号 潟上市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（西村 武） 日程第10、議案第5号、潟上市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題と致します。

議案第5号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） それでは、議案書の11ページをお開き願います。

議案第5号、潟上市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

平成31年2月22日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の関係部分を改正するものでございます。

なお、議案第5号から議案第8号までの一部改正条例は、すべて学校教育法の一部を

改正する法律の施行に伴うものでございますので、はじめに、学校教育法の一部を改正する法律の概要について説明致します。

平成31年4月1日に施行される同一部改正法により、大学制度の中に位置づけられ、専門職業人材の養成を目的とする新たな高等教育機関として「専門職大学」及び「専門職短期大学」の制度が設けられます。「専門職大学」の修了者については、「学士」が授与され、「専門職短期大学」修了者及び「専門職大学」の前期修了者には、「短期大学士」が授与されることとなり、これに伴い、各種の資格基準等を定める条例については改正が必要となり、本定例会に上程したものでございます。

それでは、次のページをお願い致します。

改正内容についてご説明申し上げます。

潟上市職員の自己啓発等休業に関する条例では、大学等の課程の履修による自己啓発等休業を認めております。その対象となる大学等、いわゆる教育施設については、同条例において学校教育法を引用しておりますが、先に説明致しました一部改正法の施行に伴い、専門職大学等についての条文が新たに加えられ、引用部分が「条ずれ」することになりましたので、規定を整備するものとして、条例の第2条第4項第2号中「第104条第4項第2号」を「第104条第7項第2号」に改めるものでございます。

なお、この条例は、平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 職員の自己啓発ということで、学校への休業をまず認めるっていうふうなことなんですけど、これはあれですか、最高で何年っていうふうなところの期限があるのか。それから、休業ですから恐らく給料は出ないと思うんですけども、そこから辺の待遇とかはどうなるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） ただいまのご質問にお答えします。

期限は最長で3年であります。それから、2つ目の給料につきましては、休業でするので給料は出ません。

以上です。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 3年間の休業といっても4年も5年もかかる学校もあるんですけ

れども、そこら辺についてはどうなさるつもりなのか。それからあと、給料は出ないということのようですけれども、給与以外の待遇ってというのはどんなものがあるのか。まるっきりもう一般人と関係なくないのか、そこら辺はどうなのでしょう。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） 再質問にお答えします。

最高で期間は3年となっておりますので、それ以上は認められません。あと、給料は出ませんので、ほかの手当等も全然ありません。

以上です。

○議長（西村 武） ほかに質疑ありませんか。16番大谷貞廣議員。

○16番（大谷貞廣） ささやかな質問なんですけれども、自己の啓発っていうことは、自分の啓発であって、例えば採用される事務方と、それから技術職と、今まで2枠に分かれていると思うんですけれども、そこら辺と、あくまでも私は自分の啓発することであって、ちょっとこの教育の関係とは、もちろん自分の能力を開発ということなんでしょうけれども、ここいら辺の、私は法律のことはわかりませんが、ここいら辺、もうちょっと丁寧に説明していただければと思います。宜しくお願いします。私ちょっとわかりませんので、宜しくお願いします。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） ただいまのご質問にお答えします。

この条例であります。これは地方公務員法の第26条の5の1項で、これに基づきまして職員の自己啓発等休業に関して認められるということであり。その教育機関というのは、大学、短期大学、専門職大学等、高等専門学校もですかね、あ、高等専門学校は違うか、大学等が認められるということになります。

以上です。

○議長（西村 武） 16番大谷貞廣議員。

○16番（大谷貞廣） 私、若い頃、現役の頃か、これ昔の話で、こんなこと今頃言うかっていう、そもそもそういうことはここに出てこないことなんですけども、自己申告なんです、自己啓発ってというのは。それで当然のことなんですけども、そこを全うしながら自分で頑張れってっていう手法が自己申告だと思って、今の今までずっと思ってたんで、あえて質問したわけなんですけれども、そういうことが26条の中に決まってるんだよっていえばそれまでの話なんですけども、以上で、私はそういう考え方の

相違があると。すみません、どうも、いいです。

○議長（西村 武） ほかに質疑ありませんか。8番中川光博議員。

○8番（中川光博） ちなみに、今回改正っていうことですがけれども、潟上市始まって以来、この制度を使った職員はいらっしゃいますか。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） ただいまのご質問にお答えします。

今現在まではおりません。

以上です。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託します。

【日程第11、議案第6号 潟上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（西村 武） 日程第11、議案第6号、潟上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）についてを議題と致します。

議案第6号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原教育部長。

○教育部長（菅原 剛） それでは、議案書の13ページをお開き願います。

議案第6号、潟上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正するものとする。

平成31年2月22日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたため、条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページをお願い致します。

改正内容についてご説明申し上げます。

議案第5号において説明しております学校教育法の一部改正に伴う「専門職大学」について、前期課程を修了した者を放課後児童支援員の資格基準に追加するものでござい

ます。

なお、この条例は、平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託します。

【日程第12、議案第7号 潟上市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（西村 武） 日程第12、議案第7号、潟上市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題と致します。

議案第7号について、当局より提案理由の説明を求めます。伊藤市民福祉部長。

○市民福祉部長（伊藤 巧） それでは、議案書の15ページをご覧ください。

議案第7号、潟上市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（案）についてでございます。

潟上市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

平成31年2月22日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部が改正された等のため、条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページをご覧ください。

主な改正内容についてご説明申し上げます。

1点目は、議案第5号及び第6号において説明しております専門職大学等の制度化に伴いまして、専門職大学の前期課程修了者を技術管理者の資格基準に追加するものでございます。

2点目は、環境省令で定める資格を参酌して実務経験者等を技術管理者の資格基準に追加するものでございます。

なお、この条例は、平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会へ付託致します。

【日程第13、議案第8号 潟上市水道事業給水条例の一部を改正する条例(案)について】

○議長(西村 武) 日程第13、議案第8号、潟上市水道事業給水条例の一部を改正する条例(案)についてを議題と致します。

議案第8号について、当局より提案理由の説明を求めます。藤原水道局長。

○水道局長(藤原久基) 議案書の17ページをお開き願います。

議案第8号、潟上市水道事業給水条例の一部を改正する条例(案)について。

潟上市水道事業給水条例の一部を次のように改正するものとする。

平成31年2月22日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴い、水道法施行令及び水道法施行規則の一部が改正された等のため、条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページをお願い致します。

改正内容についてご説明申し上げます。

1点目は、議案第5号から第7号において説明しております専門職大学等の制度化に伴い、専門職大学の前期課程修了者を水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準に追加するものでございます。

2点目は、政令等で定める資格を参酌して実務経験者等を水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準に追加するものでございます。

なお、この条例は、平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長(西村 武) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会へ付託致します。

【日程第14、議案第9号 潟上市小学校建築基金条例を廃止する条例(案)について】

○議長(西村 武) 日程第14、議案第9号、潟上市小学校建築基金条例を廃止する条例

(案) についてを議題と致します。

議案第9号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） それでは、議案書の20ページをお開き願います。

議案第9号、潟上市小学校建築基金条例を廃止する条例（案）について。

潟上市小学校建築基金条例を次のように廃止するものとする。

平成31年2月22日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、基金の設置目的の事業に全額充当し、基金の活用が終了したことに伴い、条例を廃止するものでございます。

次のページをお願い致します。

本条例の内容は、条例の廃止でございます。

なお、この条例は、平成31年3月31日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託致します。

【日程第15、議案第10号 財産の処分について】

○議長（西村 武） 日程第15、議案第10号、財産の処分についてを議題とします。

議案第10号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） それでは、議案書の22ページをお開き願います。

議案第10号、財産の処分について。

下記のとおり市有地を売却することについて、潟上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

1. 売却する財産 潟上市天王字鶴沼台43番226、宅地、9,864.03㎡、他3筆で計2万2,198.14㎡でございます。

2. 売却の理由 老人福祉施設等用地として無償貸付をしている市有地について、相手方から払下げの申出を受けたため、売却するものでございます。

3. 売却予定価格 9,850万円。

4. 売却の相手方 潟上市天王字鶴沼台43番地226、社会福祉法人敬仁会、理事長三浦 亮。

平成31年2月22日提出 潟上市長 藤原一成

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） まずこの9,850万円っていう金額ですね、どのように決めたのかっていうあたり。評価額どおりなのかどうなのか、そこら辺がまず一つ。それから、今、老人福祉施設の用地として無償貸付っていうことで利用されてるようなんですけども、これ売却された後の利用計画っていうのはお聞きなってるのかどうなのか。そのまま使うのか、それとも新たな何ていうんですか、使い方をするのか、そこら辺のことについて伺いたいと思います。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） ただいまのご質問にお答えします。

1つ目は、この売却価格につきましては、業者に土地の鑑定評価をしていただいております。その結果、9,850万円という結果が出ております。あとそれから、売却した土地の利用状況についてであります。現在そこには建物は建って現在使われておりますので、そのまま変わりません。

以上です。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 評価額、それから利用についてはわかりましたけれども、これ売却しますと、福祉施設といっても固定資産税が入ってきますね。そこら辺のことについてはあれですか、どの程度入ってくるのか、そこについて伺いたいと思います。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） ただいまのご質問にお答えします。

固定資産税幾ら入るのかということでありまして、これは社会福祉法人ということで老人福祉法や社会福祉法に定めのある事業ということでありまして、この施設は非課税となっておりますので、固定資産税は賦課できないものとなっております。

以上です。

○議長（西村 武） ほかに質疑ありませんか。2番戸田俊樹議員。

○2番（戸田俊樹） まず第1点は、鶴沼台43番の232が原野になって3,214㎡になっておりますが、この理由ですね。それから、この土地の坪単価が1万4,600円くらいになるんですけども、これは土地家屋調査または評価委員からの適正な価格というふうにな

なったのかと。それから、これは社会福祉法人敬仁会、理事長三浦さんが相手方なんですけども、実際は利益相反取引のような感じがするわけですので、その辺について当局はどういうふうに考えておられるのか。ただいまの固定資産税は一銭も入らないのはもう当然のことで、今まで、じゃあこの土地をこの法人に対して坪単価何ぼで幾らで貸与してあったのか、その辺はわからないわけで、無償であったはずですので、そうすると無償であったものがこれだけ入ってくるということになると、どういうふうに考えれば市民一般人は理解するのか、その辺も説明をいただきたいと思います。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまのご質問にお答え致します。

最初、登記の地目がなぜ原野かというご質問でしたかね。評価につきましては、あくまでも現況で評価してますので、鑑定評価の段階ではその差別、宅地、原野の区分なく評価はされております。それから、貸付につきましては、今お話のとおり無償でございます。ただ、我々としましては、普通財産につきましてはほかにも普通財産があるわけでございます。目的を持たない、行政目的を持たない財産につきましては、処分して金に換えていくということは、当然、今後も財政上考えていくべきものと考えております。よろしいでしょうか。

○2番（戸田俊樹） 利益相反的な取引はないのか。

○副市長（栗山隆昌） そういうことは一切ないと解釈しております。

○議長（西村 武） 2番戸田俊樹議員。

○2番（戸田俊樹） 副市長、利益相反ということはおわかりと思いますけれども、この提案者は藤原市長なわけで、売却先は法人、福祉法人なんですけども、当初のいきさつはいろいろあるわけですよ、この土地については。そんなことから、どういうふうに考えたら市民が理解するかっていうところについてまでご説明をいただきたいということでございます。市としては、町時代から老人福祉施設であるということで、この土地を有効活用するっていうことで県から払下げをしてもらって、それをいろいろな形でこういうふうにしてきた経緯があるわけですから、時の首長並びにそういう方々と、土地の名目上もいろいろあるわけですから、いかがなものかと、こういうところです。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまのご質問にお答え致しますが、その土地の取得、かなりさかのぼることと思いますが、それ以降につきましては、現状の活用方法をとってきて

おります。そして、このまま無償貸付を続けてまいりますと、それはいずれ、今の事業が進んでる間、潟上市については何ら収入の伴うことになってこないわけでございます。ですから、その辺につきましては、市民の方々もこのまま無償で貸付するよりは現金に換えるということについては納得いただけるものと思っております。

○議長（西村 武） ほかに質疑ありませんか。13番堀井克見議員。

○13番（堀井克見） 今同僚議員からもこの件についていろいろと質疑されました。提案されたこの土地の処分ということで、当座だけで物事を考えますといろいろなこと、今言われたことも考えられるかもしれませんが、時代ちょっとね振り返りますと、三十数年前に、今話しありました県の農業試験場であったものが秋田県から払下げを受けたと。その跡地利用が五洋電子であったり、そしてまた一部がこういう形で藤原記念病院が敬仁会というものを立ち上げて、そして老人福祉施設を建設されたと。で、時代を翻ってみますと、あの当時は特老ホームなんて全くなくて、いずれやはりその当時の政治の当事者、あるいはまた様々関係者が、こういう時代が到来するんだと、長寿社会が到来して、そしてそういう方々にきちんと安心・安全の地域を提供しなきゃならないという崇高な精神のもとにこれを建設したというのが、私、議員でしたから、その当時からね、天王の。それ私、しっかり覚えてます。で、その後30年ぐらいの歴史をたどって今日まで来た。確か私の記憶だと、50年は無償で、50年だと思ったね、50年間は要するにただ無償で、福祉医療、あるいは老人医療に、老人介護施設に寄与してほしいという願いを込めながら、そういう約束で貸与されたということがあります。私はやはりね、その間、時代も変遷して様々なそういう老人、あるいはまた介護施設等々があちこちでできたわけですが、やはり一番大事なのはやはり一番フロンティアの施設として、この地域にねやはり社会で頑張った、地域をつくった人方に対して、最後はきちっと安心してね時を送れるんだという道しるべをつけた大きな貢献度があつたらうと。それは私は大きく評価していいと思います。

そこで論ですけれども、少なくとも今後もそのことはフロンティアであり、これからはますます健康寿命が求められる時代の中で、やはり継続してね、これ売り渡すことは私は賛成です、基本的には。で、1億近い財源が入ってくる、財政が厳しい中で、それはそれで結構なんです、やはり今後も所期の目的を首尾一貫してね変えることなくひとつ活用し、そして地域医療なり地域介護にご貢献願いたいということ、まあ文書で交わすほどのものでもないでしょうが、そのことをお願いするっていうかね、そして、

この地域がまさに時代に合ったような安心・安全のまちであるということが、市とその敬仁会がタイアップしていけるようなことを、この際やはり節目ですから、しっかりとお願いすべきじゃないかなと。で、今前段で申し上げたことに対しては感謝を申し上げながら、お互いにギブ・アンド・テイクっていうかね、お互いにやはりコラボしてこの地域を支えていくという、終わりでなく始まりにあってほしいということを私は願うものです。したがって、これは大変いいことじゃないかなというふうに思います。問題は、目的を将来とも突き進んでほしいということをこの機会にきちっと、まあ当局からも要請してほしいし、議会全体としても確認し、そして財産の処分、普通財産ですから当然処分できます、行政財産と違ってね。ですから、それはそれでいいのかなというふうに思いますが、そのことについてもし見解がありましたら当局からいただきたいと思いますが、いかがですか。まあ市長でなくてもいいです。総務部長でもいいです。副市長でもいい。さっきちょっとまずね、私はそう思わなかったけれども、ちょっとそれは同じたまたま藤原だということでそれはそれでいいと思うんで、副市長からまずひとつお願いします。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまのご質問にお答え致します。

おっしゃるとおり敬仁会の今まで果たしてきた役割というのは非常に大きいものと思っておりますし、今後も未来永劫続けていただくということを前提にしながら我々としても売却を進めているところでございますので、宜しくお願い致します。

○13番（堀井克見） 終わります。

○議長（西村 武） 10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） 地番だけですとちょっとわかりませんのでお伺いしますが、あの前面道路、施設の前面道路は市道ですか。その辺教えていただきたいと思います。何か今聞くところによると、県から払下げを受けた土地だということは一段の土地だったのではないかと思うので。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまのご質問にお答え致します。

前面道路につきまして市道かどうかというところで、ちょっと今確認できませんので、すみませんがそれは後ほど確認してからお答えしたいと思います。それから、今回売却する土地につきましては、あくまでも現在施設が3つ建っておりますが、その施設内の

敷地ということでございます。

○議長（西村 武） 10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） 土地の分筆、43番226、一つずつ地番ついてれば、市道であるかどうか問題でないですか。この敷地内に道路があると大変だという考え方で今。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ご質問にお答え致します。

この今お示してる中に道路部分はないということでご理解をお願い致します。

○議長（西村 武） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行いますけれども、討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のために暫時休憩します。1時半まで休憩します。

午後 0時11分 休憩

.....
午後 1時30分 再開

○議長（西村 武） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

【日程第16、議案第11号 平成30年度潟上市一般会計補正予算（第8号）（案）について から 日程第34、議案第29号 平成31年度潟上市下水道事業会計予算（案）について】

○議長（西村 武） 日程第16、議案第11号、平成30年度潟上市一般会計補正予算（第8号）（案）についてから日程第34、議案第29号、平成31年度潟上市下水道事業会計予算（案）についてまでを一括議題と致します。

議案第11号から議案第29号までについて、当局より一括して提案理由の大綱説明を求

めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） それでは、議案書の23ページをお開き願います。

一般会計補正予算の大綱についてご説明申し上げます。

議案第11号、平成30年度潟上市一般会計補正予算（第8号）（案）について。

別冊のとおり

平成31年2月22日提出 潟上市長 藤原一成

別冊の平成30年度潟上市一般会計補正予算書（案）（第8号）の1ページをお願い致します。

議案第11号、平成30年度潟上市一般会計補正予算（第8号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億4,593万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ160億1,025万8,000円とするものでございます。

5ページをお願い致します。

第2表繰越明許費について申し上げます。

3款1項社会福祉費は、プレミアム付商品券事業303万9,000円でございます。

6款1項農業費は、産地パワーアップ事業4,169万7,000円、農業基盤整備事業70万円、ため池等整備事業275万円でございます。

2項林業費は、高能率生産団地路網整備事業280万円でございます。

8款2項道路橋梁費は、市道整備事業1億2,465万9,000円、3項河川砂防費は、急傾斜地崩壊対策事業228万9,000円でございます。

10款教育費は、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金事業で、1項教育総務費は3億3,466万4,000円、2項小学校費は726万9,000円でございます。

次に、第3表債務負担行為補正について申し上げます。

潟上市都市公園等6施設指定管理料は、平成31年度から35年度までの期間で、限度額3億1,850万円でございます。

6ページをお願い致します。

第4表地方債補正について申し上げます。

起債の目的の農業基盤整備事業は、限度額650万円に増額、高能率生産団地路網整備事業は、490万円に減額、水産業強化対策整備事業は、1,470万円に増額、小学校整備事業は、9億1,630万円に増額、中学校整備事業は、新たに限度額7,770万円を追加、災害復旧事業は、新たに限度額300万円を追加するものでございます。

9ページをお願い致します。

歳入予算について主なものを申し上げます。

9款1項1目地方交付税は、1,447万7,000円の追加で、普通交付税でございます。交付決定額と予算計上済み額の差額を計上するもので、今年度の普通交付税額は国の補正予算による調整額の復活により、57億4,451万円でございます。

13款2項2目民生費国庫補助金は、303万8,000円の追加で、国の補正予算によるプレミアム付商品券事業費補助金でございます。

5目教育費国庫補助金は、6,168万円の追加で、国の補正予算によるブロック塀及び冷房設備対応臨時特例交付金でございます。小学校1校のブロック塀の改修と、市内小中学校全9校に冷房設備を設置するものでございます。

10ページをお願い致します。

14款2項4目農林水産業費県補助金は、4,169万7,000円の追加で、国の補正予算による産地パワーアップ事業費補助金でございます。

16款1項1目寄附金は、2,417万円の追加で、ふるさと応援寄附金でございます。

11ページをお願い致します。

20款1項市債は、2億8,820万円の追加で、主なものは5目教育債の小・中学校整備事業債（学校教育施設等整備事業債）で、2億8,850万円の追加で、ブロック塀及び冷房設備対応臨時特例交付金事業によるものでございます。

歳出予算について主なものを申し上げます。

12ページをお願い致します。

2款1項14目有線放送事業費は、575万3,000円の追加で、1月31日の落雷により被害を受けた本部局及び飯塚分散局の設備復旧工事を実施するものでございます。

16目基金費は、7,218万4,000円の追加で、主なものは、ふるさと応援基金積立金2,466万2,000円と財政調整基金積立金4,722万7,000円でございます。

13ページをお願い致します。

3款1項8目プレミアム付商品券事業費は、303万9,000円の追加でございます。国の補正予算によるもので、消費税・地方消費税の10%への引き上げが低所得者及びゼロから2歳児の子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起することを目的に、プレミアム付商品券を販売するものでございます。

2項6目放課後児童健全育成費は、287万3,000円の追加で、てんのう及びおいわけ児

童クラブの来年度受け入れ児童数増加に対処するため、改修工事等を実施するものでございます。

14ページをお願い致します。

3款3項2目扶助費は、2,893万5,000円の追加で、主なものは前年度生活保護費等国庫負担金返還金6,893万5,000円で、負担金の確定によるものでございます。

15ページをお願い致します。

6款1項3目農業振興費は、4,169万7,000円の追加で、産地パワーアップ事業費補助金でございます。国の補正予算によるもので、ライスセンターを整備する1法人に対し補助をするものでございます。

4目農地費は、117万5,000円の追加で、主なものは県営土地改良事業負担金のため池等整備事業費負担金125万円でございます。内訳は、事業費の確定による125万円の減額と国の補正予算による250万円の追加で、引き続き市ノ坪地区のため池を整備するものでございます。

16ページをお願い致します。

10款1項2目事務局費は、3億3,165万7,000円の追加で、主なものは小中学校冷房設備設置工事3億2,875万8,000円でございます。国の補正予算によるもので、市内小中学校全9校に冷房設備を設置するものでございます。

以上が一般会計補正予算の大綱でございます。

次に、議案書の24ページをお願い致します。

議案第12号、平成30年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）（案）について。

別冊のとおり

平成31年2月22日提出 潟上市長 藤原一成

別冊の平成30年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算書（案）（第5号）の1ページをお願い致します。

議案第12号、平成30年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億4,098万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億3,656万9,000円とするものでございます。

補正予算の主な内容は、保険給付費の見込みによる追加と、前年度国民健康保険事業費の確定により、財政調整基金に積み立てるものでございます。

次に、議案書の25ページをお願い致します。

議案第13号、平成30年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）（案）について。

別冊のとおり

平成31年2月22日提出 潟上市長 藤原一成

別冊の平成30年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算書（案）（第4号）の1ページをお願い致します。

議案第13号、平成30年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,072万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,199万9,000円とするものでございます。

補正予算の内容は、後期高齢者医療広域連合負担金で、見込みにより追加するものでございます。

次に、議案書の26ページをお願い致します。

議案第14号、平成30年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第5号）（案）について。

別冊のとおり

平成31年2月22日提出 潟上市長 藤原一成

別冊の平成30年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算書（案）（第5号）の1ページをお願い致します。

議案第14号、平成30年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第5号）は、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,947万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億5,234万2,000円とするものでございます。

保険事業勘定の補正予算の主な内容は、前年度介護保険事業費の確定により、介護給付費準備基金に積み立てるものでございます。

次に、議案書の27ページをお願い致します。

議案第15号、平成30年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第5号）（案）について。

別冊のとおり

平成31年2月22日提出 潟上市長 藤原一成

別冊の平成30年度潟上市下水道事業特別会計補正予算書（案）（第5号）の1ページ

をお願い致します。

議案第15号、平成30年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ241万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億7,011万3,000円とするものでございます。

3ページをお願い致します。

第2表繰越明許費は、秋田湾雄物川流域下水道事業で2,131万2,000円でございます。

第3表地方債補正は、特定環境保全公共下水道整備事業で、限度額3,180万円に減額するものでございます。

補正予算の内容は、社会資本整備総合交付金及び消費税額の確定により減額するものでございます。

次に、議案書の28ページをお願い致します。

議案第16号、平成30年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について。

別冊のとおり

平成31年2月22日提出 潟上市長 藤原一成

別冊の平成30年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算書（案）（第1号）の1ページをお願い致します。

議案第16号、平成30年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ76万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ115万1,000円とするものでございます。

補正予算の内容は、財産収入及び繰越金を財政調整基金に積み立てるものでございます。

次に、議案書の29ページをお願い致します。

議案第17号、平成30年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について。

別冊のとおり

平成31年2月22日提出 潟上市長 藤原一成

別冊の平成30年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算書（案）（第1号）の1ページをお願い致します。

議案第17号、平成30年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳

出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ111万9,000円とするものでございます。

補正予算の内容は、繰越金を財政調整基金に積み立てるものでございます。

次に、議案書の30ページをお願い致します。

議案第18号、平成30年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について。

別冊のとおり

平成31年2月22日提出 潟上市長 藤原一成

別冊の平成30年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算書（案）（第1号）の1ページをお願い致します。

議案第18号、平成30年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ48万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101万8,000円とするものでございます。

補正予算の内容は、繰越金を財政調整基金に積み立てるものでございます。

次に、議案書の31ページをお願い致します。

議案第19号、平成30年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について。

別冊のとおり

平成31年2月22日提出 潟上市長 藤原一成

別冊の平成30年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算書（案）（第1号）の1ページをお願い致します。

議案第19号、平成30年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ41万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ121万8,000円とするものでございます。

補正予算の内容は、繰越金を財政調整基金に積み立てるものでございます。

最後に、平成31年度潟上市予算の大綱についてご説明申し上げます。

議案第20号、平成31年度潟上市一般会計予算（案）について申し上げます。

2月14日の全員協議会においてお配りしました、別冊の「平成31年度潟上市予算概要」により説明させていただきます。

3ページをお開き願います。

平成31年度潟上市一般会計予算の総額は、歳入歳出とも145億9,800万円で、前年度予算比1億8,800万円、1.3%減でございます。

はじめに、歳入について申し上げます。

市税は25億9,987万円で、前年度比6,879万5,000円、2.7%増でございます。

地方譲与税は1億3,400万円で、前年度比100万円、0.7%の減でございます。

地方消費税交付金は5億8,800万円で、前年度比3,600万円、6.5%増でございます。

地方交付税は59億9,599万8,000円で、前年度比7,399万8,000円、1.2%増でございます。

国庫支出金は17億272万8,000円で、前年度比1,752万1,000円、1.0%増でございます。

県支出金は9億8,945万3,000円で、前年度比4,433万7,000円、4.7%増でございます。

繰入金は8億6,539万7,000円で、前年度比1億4,784万8,000円、20.6%増でございます。

繰越金は3億5,000万円で、前年度と同額でございます。

市債は8億740万円で、前年度比5億8,570万円、42.0%減でございます。

4ページをお願い致します。

これら歳入のうち、自主財源は29.6%で43億2,342万1,000円、依存財源は70.4%で102億7,457万9,000円でございます。

続いて、歳出について申し上げます。

議会費は1億7,431万2,000円で、前年度比5万8,000円の減でございます。

総務費は16億5,050万7,000円で、前年度比2億4,569万1,000円、17.5%増でございます。

主な事業につきましては、表彰式典事業247万円、低濃度PCB処理対策事業406万1,000円、移住者支援事業100万円、まちづくり団体活動助成事業25万円、電算システムクラウド化事業5,650万円、電算機器更新事業4,955万4,000円、天王市民センター（仮称）整備事業6,444万1,000円、自治会活動推進事業4,696万1,000円、コミュニティ推進協議会活動事業48万円、バス運行及びバス路線維持事業5,115万6,000円、新関集落構造改善センター改修事業1,786万3,000円、飯田川社会福祉会館等解体事業1,007万7,000円、平成31年4月29日に任期満了を迎えます秋田県議会議員選挙費1,259万8,000円、平成31年5月25日に任期満了を迎えます天王土地改良区総代選挙費77万2,000円、平成31年7月28日に任期満了を迎えます参議院議員通常選挙費2,697万円、地籍調査事業2,388万

2,000円でございます。

民生費は54億551万7,000円で、前年度比9,986万4,000円、1.9%増でございます。

主な事業につきましては、5ページをお願い致します。

出産祝い金給付事業1,000万円、障害者福祉事業7億5,275万2,000円、福祉医療給付事業3億1,908万1,000円、児童扶養手当給付事業1億7,827万1,000円、児童手当給付事業4億2,633万円、でと児童クラブ（仮称）整備事業1,161万6,000円、天王こども園（仮称）整備事業7,691万2,000円、生活保護給付事業8億6,158万6,000円でございます。

衛生費は11億5,183万7,000円で、前年度比6,303万5,000円、5.8%増でございます。

主な事業につきましては、地域自殺対策強化事業271万3,000円、健康づくり人材育成事業42万円、救急医療等支援事業2,042万6,000円、感染症予防事業7,732万9,000円、うち風しん抗体検査事業543万7,000円、うち風しん予防接種事業98万2,000円、母子保健事業3,883万7,000円、うち不妊・不育治療費助成事業439万4,000円、うちフッ化物洗口事業271万3,000円、うちフッ化物塗布費助成事業114万8,000円、うち新生児聴覚検査費助成事業92万5,000円、成人保健事業8,599万8,000円、うち健康増進事業230万3,000円、うち30代の基本健診事業166万7,000円、空き家解体費補助事業240万円、防災・健康拠点施設事業4,334万2,000円、最終処分場延命化事業1億4,863万7,000円でございます。

労働費は38万6,000円で、前年度比30万2,000円、43.9%減でございます。

農林水産業費は4億6,054万9,000円で、前年度比1億874万3,000円、19.1%減でございます。

6ページをお願い致します。

主な事業につきましては、農業物販売・加工等促進事業180万円、農業次世代人材投資事業1,425万円、移住就農者経営安定支援事業50万円、農業経営確保・育成支援事業30万円、多面的機能支払交付金事業1億2,239万5,000円、農地集積加速化基盤整備事業520万円、ため池等整備事業5万円、湛水防除事業182万円、高能率生産団地路網整備事業1,450万円、水産物供給基盤機能保全事業2,300万円、水産物供給基盤機能保全（水域）事業9,100万1,000円でございます。

商工費は4億1,823万9,000円で、前年度比1億974万1,000円、35.6%増でございます。

主な事業につきましては、雇用奨励金440万円、用地取得助成事業792万8,000円、設備投資助成事業1億2,236万7,000円、創業支援事業110万円、地域活性化イベント事業、これはグリーンランドまつりでありまして、1,911万3,000円でございます。

土木費は14億1,342万9,000円で、前年度比1億104万3,000円、7.7%増でございます。

主な事業につきましては、道路除排雪事業1億2,983万円、二田大崎線防護柵改修事業1,000万円、道路雨水排水対策事業1,764万4,000円、二田追分線改良事業1億8,123万円、橋梁長寿命化事業（馬踏橋）8,455万5,000円、舗装補修事業（天王大久保線ほか）5,890万円、広域秋田五城目線法面改修事業500万円、7ページをお願い致します。鳥木沢地区急傾斜地崩壊対策事業180万円、大久保駅前広場施設解体事業766万8,000円、住宅リフォーム補助事業2,900万円、市営住宅改修事業1,364万4,000円でございます。

消防費は8億9,433万5,000円で、前年度比425万6,000円、0.5%増でございます。

主な事業につきましては、消防ポンプ更新事業1,168万2,000円、自主防災リーダー育成支援事業160万9,000円でございます。

教育費は11億8,869万4,000円で、前年度比7億4,514万1,000円、38.5%減でございます。

主な事業につきましては、都城市との子ども交流事業124万1,000円、高校生通学費助成事業1,500万円、コミュニティ・スクール事業115万2,000円、小・中学校電算機器更新事業5,778万5,000円、羽城中学校武道館屋根改修事業990万6,000円、天王公民館解体事業473万8,000円でございます。

災害復旧費は300万円で、前年度同額でございます。

公債費は18億2,219万5,000円で、前年度比4,261万4,000円、2.4%増でございます。

歳出における性質別の内訳では、義務的経費は72億8,277万5,000円です。このうち人件費は27億7,551万4,000円で、前年度比1,292万3,000円、0.5%増でございます。

扶助費は26億8,506万6,000円で、前年度比2,264万3,000円、0.9%増でございます。

公債費は18億2,219万5,000円でございます。

普通建設事業費は12億3,423万円で、前年度比4億1,647万5,000円、25.2%減でございます。

物件費は19億1,792万6,000円で、前年度比7,975万6,000円、4.3%増でございます。

維持補修費は3億1,611万9,000円で、前年度比2,638万5,000円、9.1%増でございます。

8ページをお願い致します。

補助費等は19億9,415万2,000円で、前年度比3億3,410万7,000円、20.1%増でございます。

特別会計に対する繰出金は14億1,869万円で、前年度比5億6,935万9,000円、28.6%減でございます。

平成31年度一般会計予算の大綱は以上のとおりでございます。

続きまして、議案第21号から議案第29号までの特別会計及び企業会計について申し上げます。

特別会計及び企業会計の水道と下水道事業会計を合わせた総額は111億2,529万4,000円で、前年度比8億7,339万9,000円、8.5%増でございます。

特別会計及び企業会計の主な事業につきましては、国民健康保険事業保険給付費27億7,757万6,000円、後期高齢者医療広域連合負担金2億8,580万4,000円、介護保険事業保険給付費38億964万5,000円、水道事業会計は、新中継ポンプ場（仮称）整備事業4億561万4,000円、新二田浄水場（仮称）整備事業2,755万5,000円、下水道事業会計は、鶴沼台地区下水道整備事業1,144万8,000円でございます。

以上が平成31年度潟上市一般会計及び各特別会計等予算の大綱でございます。

○議長（西村 武） これで大綱説明を終わります。

【日程第35、予算特別委員会の設置について】

○議長（西村 武） 日程第35、予算特別委員会の設置についてを議題と致します。

お諮りします。議案第11号から議案第29号までについては、全員の議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号から議案第29号までについては、全員の議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定致しました。

【日程第36、予算特別委員会の委員長、副委員長の選任について】

○議長（西村 武） 日程第36、予算特別委員会の委員長、副委員長の選任についてを議題と致します。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員長及び副委員長を選任するため、予算特別委員会を開催します。

暫時休憩します。

午後 2時07分 休憩

午後 2時30分 再開

○議長（西村 武） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

予算特別委員会の正副委員長が選出されましたので、ご報告致します。

委員長には5番鈴木斌次郎議員、副委員長には13番堀井克見議員。

以上のとおり決定致しました。

また、予算特別委員会は2月28日及び3月12日に開催される旨、併せて各常任委員会からなる予算特別委員会分科会を設置し、2月28日から3月5日までに詳細審査する旨の通知がありましたので、ご報告致します。

【日程第37、議案第30号 市道路線の廃止、認定及び変更について】

○議長（西村 武） 日程第37、議案第30号、市道路線の廃止、認定及び変更についてを議題と致します。

議案第30号について、当局より提案理由の説明を求めます。児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉正生） それでは、議案書の42ページをお開き願います。

議案第30号、市道路線の廃止、認定及び変更について。

下記のとおり市道の路線を廃止し、認定し、及び変更するため、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求める。

廃止する路線は大豊小学校1号線の1路線で、大豊小学校線改良事業完了に伴うものでございます。

新たに認定する路線は9路線で、大豊小学校線は大豊小学校線改良事業完了に伴うもので、それ以外の8路線は宅地開発等により市に帰属された道路で、総延長が1,431.0メートルでございます。

次のページをお願い致します。

変更する路線につきましては、全24路線でございます。これは既に潟上市道に認定されている路線で、道路改良工事、側溝改良工事等による実延長、道路部面積の変更等による路線であり、これに伴う延長は67.5メートルの減でございます。

平成31年2月22日提出 潟上市長 藤原一成

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会へ付託致します。

【日程第38、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について 及び 日程第39、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について】

○議長（西村 武） 日程第38、諮問第1号及び日程第39、諮問第2号の人権擁護委員候補者の推薦についてを一括議題と致します。

諮問第1号及び諮問第2号について、一括して提出者の説明を求めます。藤原市長。

○市長（藤原一成） それでは、本日配付致しました議案書の46ページをご覧ください。本日配付したものであります。

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について。

下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

住 所 潟上市飯田川飯塚字飯塚74番地

氏 名 門 間 裕 一

生年月日 昭和24年3月25日

平成31年2月22日提出 潟上市長 藤原一成

門間氏については、資料の裏面に略歴がございますのでご覧ください。

提案理由でございますが、平成31年3月31日付で人権擁護委員の門間裕一氏が任期満了となるので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞いて候補者を推薦しなければならないものでございます。

続いて、議案書の47ページをご覧ください。

諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦について。

下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

住 所 潟上市天王字天王130番地1

氏 名 西 村 伊 生

生年月日 昭和23年7月14日

平成31年2月22日提出 潟上市長 藤原一成

西村氏については、裏面に略歴がございますのでご覧ください。

提案理由でございますが、平成31年3月31日付で人権擁護委員の西村伊生氏が任期満

了となるので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞いて候補者を推薦しなければならないものでございます。

以上2名の方を私が人権擁護委員候補者として推薦するものであり、議員の皆様へ意見を求めるものでございます。どうぞ宜しくお願い致します。

以上でございます。

- 議長（西村 武） お諮りします。これから諮問第1号及び諮問第2号について、質疑、採決の順に行いますが、簡易採決により採決したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号及び諮問第2号については、簡易採決により採決します。

諮問第1号について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから諮問第1号を採決します。本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は同意することに決定致しました。

次に、諮問第2号について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから諮問第2号を採決します。本件は、これに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、諮問第2号は同意することに決定致しました。

【日程第40、発議第1号 潟上市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）について】

- 議長（西村 武） 日程第40、発議第1号、潟上市議会委員会条例の一部を改正する条

例（案）についてを議題とします。

発議第1号について、提出者の説明を求めます。5番鈴木斌次郎議員。

- 5番（鈴木斌次郎） 発議第1号、潟上市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）について申し上げます。

提出者は、私、鈴木斌次郎、賛成者は、佐藤敏雄議員と澤井昭二郎議員の2名であります。

提案理由は、潟上市行政組織機構の見直しに伴い、所要の改正が必要となるため、条例の関係部分を改正するものであります。

行政組織機構の見直しにつきましては、市民福祉部を市民生活部と福祉保健部に再編し、併せて税務課の所掌事項が総務部から再編後の市民生活部に変更となりますが、従来どおり総務文教常任委員会に所属させるため、総務文教常任委員会と社会厚生常任委員会の所管を改めるものです。

主な改正内容は、条例第2条第2項第1号の総務文教常任委員会に、「ウ 市民生活部に属する事項のうち税務課に関する事項」を加え、同項第2号の社会厚生常任委員会の所管を「ア 市民生活部に属する事項のうち市民課に関する事項」と「イ 福祉保健部に属する事項（幼児教育課に関する事項を除く。）」に改めるものです。また、下水道事業の公営企業化に伴い、同項第3号、産業建設常任委員会の所管のうち「水道局」を「上下水道局」に改めるものです。

この条例は、平成31年4月1日から施行するものです。

以上であります。

- 議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

- 議長（西村 武） 起立全員です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されま

した。

【日程第41、陳情第1号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情 から日程第44、陳情第4号 幼児教育・保育の無償化、待機児童解消、保育士の処遇改善のための必要な措置を国に求める陳情書】

○議長（西村 武） 日程第41、陳情第1号、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情から日程第44、陳情第4号、幼児教育・保育の無償化、待機児童解消、保育士の処遇改善のための必要な措置を国に求める陳情までを一括議題と致します。

陳情第1号から陳情第4号までについては、お手元に配付の陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、陳情第1号から陳情第4号までについては、陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託することに決定致しました。

以上で本日の日程はすべて議了致しましたので、本日はこれで散会します。

なお、2月26日火曜日、午前10時から本会議を再開しますので、ご参集願います。

どうも本当ご苦勞様でございました。

午後 2時44分 散会